

令和元年 11 月市議会 教育厚生委員会資料

第 146 号議案 令和元年度長崎市一般会計補正予算（第 5 号）

目 次

		説明書 記載頁
【3 款 民生費】		
特定教育・保育施設等実施事業費補助金（3. 2. 1） P 1	（P 32～33）
一般型一時預かり費補助金（3. 2. 1） P 2	（P 32～33）
幼稚園型一時預かり費補助金（3. 2. 1） P 3	（P 32～33）
児童扶養手当費（3. 2. 3） P 4～5	（P 32～33）
広域入所費（3. 2. 3） P 6	（P 32～33）
【債務負担行為】		
白菊寮指定管理 P 7	（P 64～65）

こ ども 部

令和元年 11 月



予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
32～33	3 民生費	2 児童 福祉費	1 児童福祉 総務費	1-1	特定教育・保育施設等実施 事業費補助金	千円 4,971

1 概 要

核家族化やライフスタイルの多様化に伴う様々な保育サービスの需要に応じるため、延長保育を実施する民間保育所等に補助金を助成しているが、国の子ども・子育て支援交付金において、事業に係る補助基準額が増額改定されたことに伴い補助額を増額するもの。

2 事業内容

(1) 対象施設 保育所、認定こども園

(2) 補正額 4,971千円

補正額の内訳 ※下線部が改定部分

	延長時間 区分(※)	改定前 基準額	改定後 基準額	見込数	当初予算 ①	所要見込 ②	補正額 ②-①
保育 短時間	1時間	18,300円	<u>18,700円</u>	582人	6,242,000円	6,474,800円	232,800円
	2時間	36,600円	<u>37,400円</u>	65人	1,395,000円	1,447,000円	52,000円
保育 標準時間	30分	300,000円	300,000円	81施設	19,854,000円	19,854,000円	0円
	1時間	1,342,000円	<u>1,505,000円</u>	18施設	19,736,000円	22,670,000円	2,934,000円
	2～3時間	2,190,000円	<u>2,409,000円</u>	8施設	14,314,000円	16,066,000円	1,752,000円
合計					61,541,000円	66,511,800円	4,970,800円

(※)「延長時間区分」は、短時間・標準時間それぞれの認定子どもの年間利用実績から、施設毎に決定する。

3 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金※1	県支出金※2	地方債	その他	一般財源
千円 4,971	千円 1,657	千円 1,657	千円 -	千円 -	千円 1,657

※1 国庫補助率 事業費(4,971千円)の1/3

※2 県補助率 事業費(4,971千円)の1/3

予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
32～33	3 民生費	2 児童 福祉費	1 児童福祉 総務費	1-2	一般型一時預かり費補助金	千円 1,953

1 概 要

保育所等を利用していない家庭において、保護者の様々な事情により緊急・一時的に保育が必要な就学前児童を、一時的に預かる保育所等に補助を行っているが、国の子ども・子育て支援交付金において、事業に係る補助基準額が増額改定されたことに伴い補助額を増額するもの。

2 事業内容

- (1) 対象施設 保育所、認定こども園
(2) 補正額 1,953千円

補正額の内訳

年間延べ 利用児童数	改定前 基準額①	改定後 基準額②	見込数 ③	当初予算 ④(①×③)	所要見込 ⑤(②×③)	補正額 ⑤-④
300人未満	1,524,000円	1,600,000円	19施設	28,956,000円	30,400,000円	1,444,000円
300人以上 900人未満	1,680,000円	1,763,000円	1施設	1,680,000円	1,763,000円	83,000円
1,500人以上 2,100人未満	4,370,000円	4,583,000円	2施設	8,740,000円	9,166,000円	426,000円
合計			22施設	39,376,000円	41,329,000円	1,953,000円

3 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金※1	県支出金※2	地方債	その他	一般財源
千円 1,953	千円 651	千円 651	千円 -	千円 -	千円 651

※1 国庫補助率 事業費(1,953千円)の1/3

※2 県補助率 事業費(1,953千円)の1/3

予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
32～33	3 民生費	2 児童 福祉費	1 児童福祉 総務費	1-3	幼稚園型一時預かり費補助金	千円 15,909

1 概 要

幼稚園や認定こども園の在園児を、教育時間終了後や、長期休業日等において、当該幼稚園等で一時的に預かりを行う場合に補助金を助成しているが、質の高い一時預かりの受入れ体制を確保するため、従来の補助制度に加えて、開所時間が長い施設や、利用児童数が多い施設に対して加算を行うもの。

2 事業内容

(1) 対象施設 幼稚園、認定こども園

(2) 新たに加算を行う項目 保育体制充実加算 1施設当たり 年額 1,446,200 円

(3) 加算の要件

以下のアまたはイの要件を満たしたうえで、ウ及びエの要件を満たす施設に適用する。

ア 平日及び長期休業中の双方において、原則 11 時間以上(平日については教育時間を含む)の預かりを実施していること。

イ 平日及び長期休業中の双方において、原則9時間以上(平日については教育時間を含む)の預かりを実施するとともに、休日において 40 日以上の預かりを実施していること。

ウ 年間延べ利用児童数が 2,000 人超の施設であること。

エ 職員の配置基準については以下のとおりであること。

- ・ 幼児の年齢及び人数に応じて職員を配置すること。
- ・ 保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者であること。
- ・ 職員は、専ら事業に従事するものであること。
- ・ 職員の数は2名を下ることがないこと。

(4) 補正額 15,909 千円

1,446,200 円(加算単価) × 11 施設 = 15,908,200 円

3 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金※1	県支出金※2	地方債	その他	一般財源
千円 15,909	千円 5,303	千円 5,303	千円 -	千円 -	千円 5,303

※1 国庫補助率 事業費(15,909 千円)の 1/3

※2 県補助率 事業費(15,909 千円)の 1/3

予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
32～33	3 民生費	2 児童 福祉費	3 ひとり親家庭 福祉費	1-1	児童扶養手当費	千円 46,089

1 概 要

児童扶養手当法に基づき、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するために支給する児童扶養手当において、延受給者数が当初の予定を上回る見込みとなったため、その不足分を増額補正するもの。

2 補正予算の内容

区分	当初予算		所要見込		補正額 ②－①
	延受給者数 (延月数)	金額①	延受給者数 (延月数)	金額②	
全部支給	人 33,068	千円 1,240,257	人 40,196	千円 1,500,165	千円 259,908
一部支給	30,728	1,157,278	24,937	930,757	▲226,521
第2子加算	(15,954)	161,289	(16,119)	178,978	17,689
第3子以降 加算	(4,866)	37,034	(4,085)	32,047	▲4,987
合計	63,796	2,595,858	65,133	2,641,947	46,089

※ 延受給者数（延月数）欄における括弧書きは、「全部支給」と「一部支給」のうち、第2子加算と第3子以降加算の対象者を内数として記載。

3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金 ※	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 46,089	千円 15,363	千円 —	千円 —	千円 —	千円 30,726

※国庫負担率 事業費（46,089千円）の1/3

【参考】

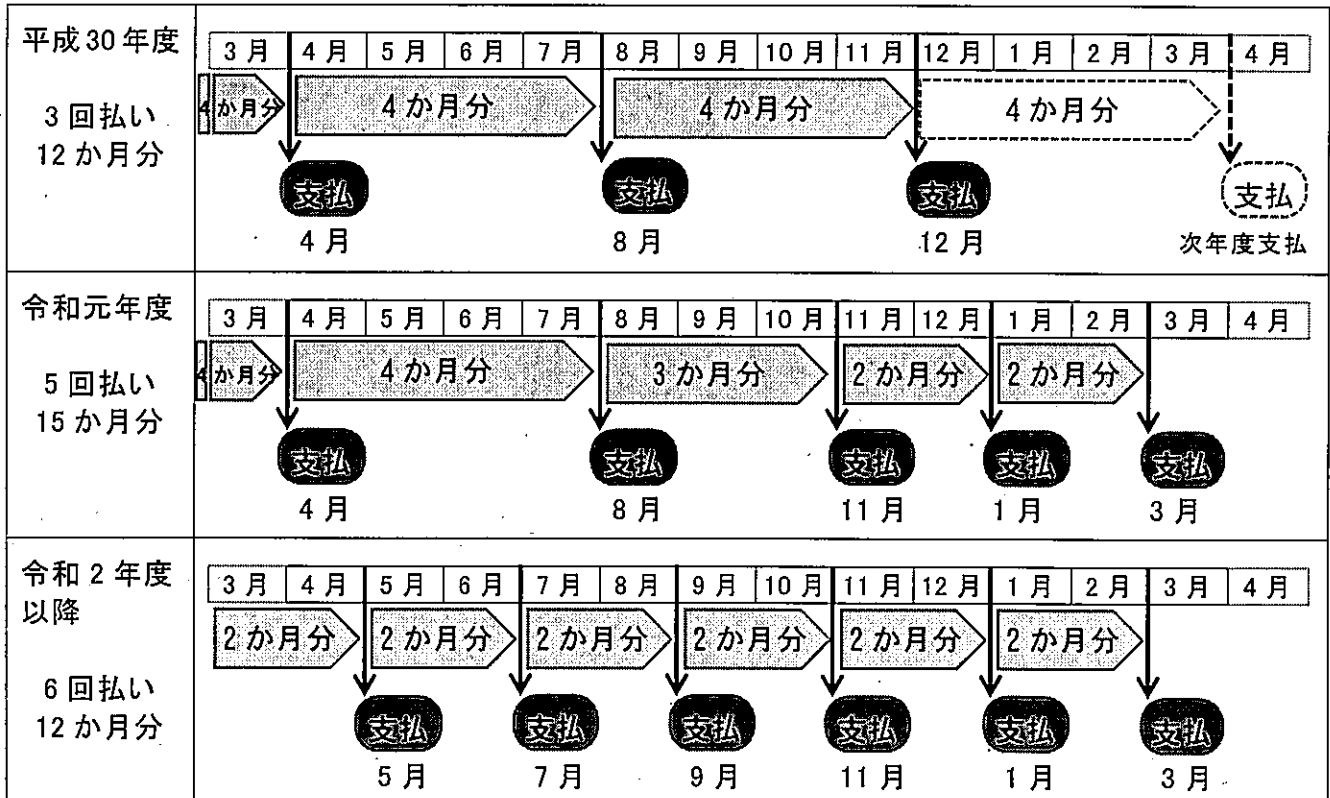
1 制度の概要

(1) 児童扶養手当額（月額）

区 分	令和元年度
<本体額>	
全部支給	42,910 円
一部支給	10,120 円～42,900 円
<第2子加算額>	
全部支給	10,140 円
一部支給	5,070 円～10,130 円
<第3子以降加算額>	
全部支給	6,080 円
一部支給	3,040 円～6,070 円

※所得状況により、全部支給、一部支給及び支給停止がある。

(2) 支払期月



※ 令和元年度の支払回数は、経過的に年5回払い（15か月分の支給）となる。

予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
32～33	3 民生費	2 児童 福祉費	3 ひとり親家庭 福祉費	2-1	広域入所費	千円 5,343

1 概 要

DV被害等の特別な事情がある母子について一時保護を行うにあたり、市外の「母子生活支援施設」に広域的に入所させるための経費について、入所世帯数が当初の予定を上回る見込みとなったこと等により、増額補正するもの。

2 事業内容

(1) 母子生活支援施設とは

母子生活支援施設は、児童福祉法で定められた児童福祉施設で、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、自立の促進のために、その生活を支援し、併せて退所後の相談その他の援助を行うことを目的とする施設である。

(2) 広域入所事業とは

母子生活支援施設は、母子の保護と生活支援を主な目的とする施設であり、DV被害等から一時保護する役割も担っている。このような特別な事情がある母子については、加害者から逃れ心身の安全を確保する必要があることから、住所地以外の施設に入所させる必要がある。

3 補正予算の内容

区分	予算現額 ①		所要見込 ② ※1		補正額 ②-①	
	対象世帯	事業費	対象世帯	事業費	対象世帯	事業費
措置費	3世帯	千円 10,245	6世帯	千円 15,369	3世帯	千円 5,124
旅費 (移送及び面談)	3世帯	千円 152	6世帯	千円 371	3世帯	千円 219
合計		千円 10,397		千円 15,740		千円 5,343

※1 措置費には保護単価の改正による差額85千円を含む。

4 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金※2	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 5,343	千円 2,562	千円 -	千円 -	千円 -	千円 2,781

※2 国庫負担率 事業費のうち措置費(5,124千円)の1/2

債務負担行為補正		期 間	限 度 額
第4表 ページ	事 項		
10	白菊寮指定管理	令和2年度から 令和6年度まで	千円 124,270

1 債務負担行為の目的

母子生活支援施設白菊寮の管理において、一般社団法人 ひとり親家庭福祉会ながさきを指定管理者として業務を委託するにあたり、指定期間である令和2年度から令和6年度までの委託に係る経費について、債務負担行為の設定を行うもの。

2 債務負担行為限度額の内訳

(1) 限度額の年度内訳

【単位:千円】

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合計
24,854	24,854	24,854	24,854	24,854	124,270

(2) 限度額の積算内訳

【単位:千円】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合計
人件費	14,800	14,800	14,800	14,800	14,800	74,000
光熱水費	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	9,000
設備管理費	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	12,500
その他経費等	5,084	5,084	5,084	5,084	5,084	25,420
修繕料	500	500	500	500	500	2,500
入進学支度金等	170	170	170	170	170	850
合 計	24,854	24,854	24,854	24,854	24,854	124,270

※網掛け部分については、概算で支出し、毎年度末に実際にかかった費用で精算を行う。

3 財源内訳

限度額	財源内訳				
	国庫支出金※1	県支出金	地方債	その他 ※2	一般財源
千円 124,270	千円 61,000	千円 -	千円 -	千円 2,270	千円 61,000

※1 国庫負担率【限度額(124,270千円)－その他(2,270千円)】の1/2

※2 光熱水費等負担金